

入札制度の改正について

※平成28年12月1日付でお知らせしましたが、内容を一部見直しましたのでお知らせします。

I 変動型最低制限価格制度の概要

入札案件ごとに応札価格の平均額を算出し、この価格を基に最低制限価格を算出する仕組みとなります。(案件ごとに最低制限価格を算出します。)

◆制度の趣旨・目的

- ①競争性の確保・・・各入札参加者による実際の施工を想定された金額での応札
- ②同価格入札の減少・・・あらかじめ落札の目安となる最低制限価格を設定しない
- ③安値受注の排除(ダンピング受注対策)
 - ・・・平均価格から離れた低い価格では最低制限価格未滿となる可能性が非常に大きいため、極端に低い価格での応札ができない

II 対象となる入札

予定価格が130万円を超える建設工事(業種は問わない)
入札の通知の最低制限価格区分に「変動型」と記載し通知します

III 実施時期

平成29年4月1日以降「入札通知」または「公告」を行う入札から適用

IV 具体的な算出方法 ※想定されるケースを別紙資料にお示ししています。

【平均額の算出方法】

- ① **全有効札**の入札価格を平均する。
- ② 無効となる者は①の対象に含めない。
(例⇒応札者10者のうち2者が無効であった場合、
10者-2者=8者の入札価格を平均する。)

【最低制限価格の算出方法】

- ③ **平均価格の95%**を最低制限価格に設定する。

【落札者の決定】

- ④ 予定価格以下かつ③で算出した最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

V その他

変動型最低制限価格制度により執行した入札については、平均価格に対し極端な安値入札者は排除され、事業者が考える市況を反映した価格で落札されることから、落札価格は適正価格と判断できるため、低入札価格調査制度の対象としないこととします。

【落札価格が起工設計書に計上する工事原価未滿であった場合の対応】

落札価格が起工設計書に計上する工事原価(工事価格から一般管理費を除いた価格)に満たない価格であった場合には、適正な施工体制及び品質の確保が確実に履行されるよう、以下の対策を講じることとします。

①「長門市土木工事等監督技術基準」に規定する重点監督業務の対象とし、**監督・検査体制の強化を図る。**

- ・重点監督・・・監督職員による施工体制の確認を毎月実施する。
- ・検査体制の強化・・・通常行う検査に中間検査を1回追加する。

②**適正な施工体制及び品質を確保する観点から「現場代理人」と「主任技術者又は監理技術者」の兼任を認めないこととします。**

※【前回からの見直し】

Ⅳ－①・②の平均額の対象者数の拡大について

- ・平均価格の算出対象者について、有効札数の6割から全有効札とすることで、より相場を反映した価格となることから、全有効札に拡大しました。

Ⅳ－③の最低制限価格の算出率の見直しについて

- ・「品確法」の改正や平成29年度から長門市発注工事で実施する「建設工事における社会保険未加入対策」により、建設工事の施工者には、中長期的な担い手の確保・育成及び公共工事の品質の確保を図る必要があるために、末端の下請企業までに適正な金額での契約が求められていることから、落札となる下限値を平均価格に対し95%に設定し、良好で適正な施工・契約を求めることとします。

Ⅴ－【落札価格が起工設計書に計上する工事原価未満であった場合の対応】について

- ・工種や工事案件ごとに、予定価格に対する受注者の応札価格に開きが出る可能性があります。公正取引委員会において「供給に要する費用を著しく下回る対価」について、「工事原価」が一つの目安となる基準として提言されています。このことから、落札金額が起工設計書に計上する工事原価未満であった工事については、下請契約も含め適正な履行を確実にを行うことを目的に対処を図ることとしたものです。

今回の変動型最低制限価格制度の導入にあたっては、現行制度での問題点である落札の目安となる最低制限価格を事前に設定しないことで「くじ引き」による落札を減少させること。また、有効となる入札価格が最低制限価格に反映されることを目的に改正を行うものです。

適正な金額での契約については、「改正担い手三法」においても受発注者双方の責務として位置付けられております。入札参加にあたっては、下請契約を含め適正な金額での契約を行うことのできる価格での応札に努めていただくようお願いいたします。